

令和3年7月8日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局保育部保育企画室

担当：倉橋（972-2523）

## 本市公式ウェブサイトにおける個人情報等の誤掲載について

本市公式ウェブサイト上において、幼児教育・保育の無償化の対象施設等に関し、公表を前提としていない個人情報等を誤って掲載しました。

このような事態を招いたことについて深くお詫びいたしますとともに、今後、ダブルチェック等の対応を徹底してまいります。

### 記

#### 1 経緯

- ・令和3年7月6日12時、幼児教育・保育の無償化対象施設を一覧表にした最新のファイルを本市公式ウェブサイト上に掲載しました。
- ・同日、20時15分、掲載したファイルの中の非表示部分及び別シートに個人情報等が記載されていることを本市職員が発見しました。
- ・令和3年7月7日9時、公表情報のみ記載した正しいファイルへの差し替えを行いました。
- ・現在まで、被害等の連絡は受けていません。

#### 2 誤って掲載した個人情報等

##### (1) 対象となる施設・事業所数

保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等 1,404か所

##### (2) 対象となる個人情報等

施設・事業所電子メールアドレス、代表者住所、代表者電話番号（認可外保育施設に限る）、施設実地調査時の調査内容等（認可外保育施設に限る）

#### 3 原因

幼児教育・保育の無償化対象施設の情報については、個人情報等が含まれた状態で、エクセルファイルにて管理していました。公開にあたっては、従来は、公開情報のみをPDFファイルに加工し、本市公式ウェブサイトへ掲載していましたが、今回、PDFファイルへの加工をせずに、エクセルファイルのまま誤って掲載してしまいました。

#### 4 再発防止策

- ・ウェブサイトにてデータファイルを掲載する際は、管理用ファイルとは別の掲載用ファイルを作成し、公表を前提としない個人情報等が含まれないよう徹底します。
- ・ウェブサイトへの掲載前に、複数人でファイルの添付誤り等がないかの確認を行うことを徹底します。
- ・ウェブサイトへの掲載後ただちに、複数人で掲載状況の確認を行います。

#### 5 対象施設への対応

個人情報等が記載された施設・事業所に対して、文書による経過の説明及び謝罪を行ってまいります。

#### (注) 幼児教育・保育の無償化対象施設について

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日から国において開始された3歳から5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯等の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料を無償化する制度）の適用となる幼稚園、保育所、認定こども園、届出のあった認可外保育施設など